

岩泉町

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

岩泉町

目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 障がい者を取り巻く状況.....	3
1 障がい者施策に関わる関連法令の動向.....	3
2 国の基本指針の改正.....	5
3 町の動向.....	7
第3章 成果目標と達成に向けた取組.....	14
1 計画の基本的な考え方.....	14
2 目標値の設定.....	15
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	15
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	16
(3) 地域生活支援拠点等の整備・機能の充実.....	17
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	18
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	19
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	20
(7) 障害福祉サービス等の質の向上.....	20
第4章 各サービスの見込量と確保のための方策.....	21
1 障害福祉サービス.....	21
(1) 訪問系サービス.....	21
(2) 日中活動系サービス.....	23
(3) 居住系サービス.....	25
(4) 相談支援.....	26
2 障がい児に対するサービス.....	27
(1) 障害児通所支援.....	27
(2) 障害児相談支援.....	28
(3) 発達障がい者等に対する支援.....	28
3 地域生活支援事業.....	29
第5章 計画の進行管理.....	31
資料編.....	32

第1章 計画策定に当たって

1 計画の趣旨

近年、障がい者の高齢化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、全ての障がいのある人が地域で安心して生活できる住みやすいまちづくりが求められています。「障害者基本法」では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者も健常者も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」実現を求めています。

障害者基本法の理念に則った「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では、市町村は、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）の策定が義務付けられています。また、児童福祉法では、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）の策定が義務付けられています。

本町では、障害者基本法の理念を実現するため、平成30年度から令和5年度までを計画期間として、町の障がい者福祉施策の基本的な方向性を示した「岩泉町第3期障がい者計画」を策定し、施策の指針としてきました。

また、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画については、平成30年度から令和2年度までの計画期間として、「岩泉町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、施策を実施してきました。

この度、「岩泉町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」が目標年度を迎えたことから、本町における障がい者福祉施策の一層の充実を図るため、「岩泉町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

用語の表記について

1 「障がい」「障害」の表記について

この計画では、法令の名称、法令で規定されている用語等で「障害」と表記されている場合を除き、「障がい」と表記します。

2 「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」について

この計画では、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」と表記している場合は、それぞれ町の計画を示しています。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第 33 条の 20 に定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「岩泉町障がい福祉計画」は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための、「岩泉町障がい児福祉計画」は障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策を定める計画です。

【参考 障害者総合支援法・児童福祉法】

○ 障害者総合支援法第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

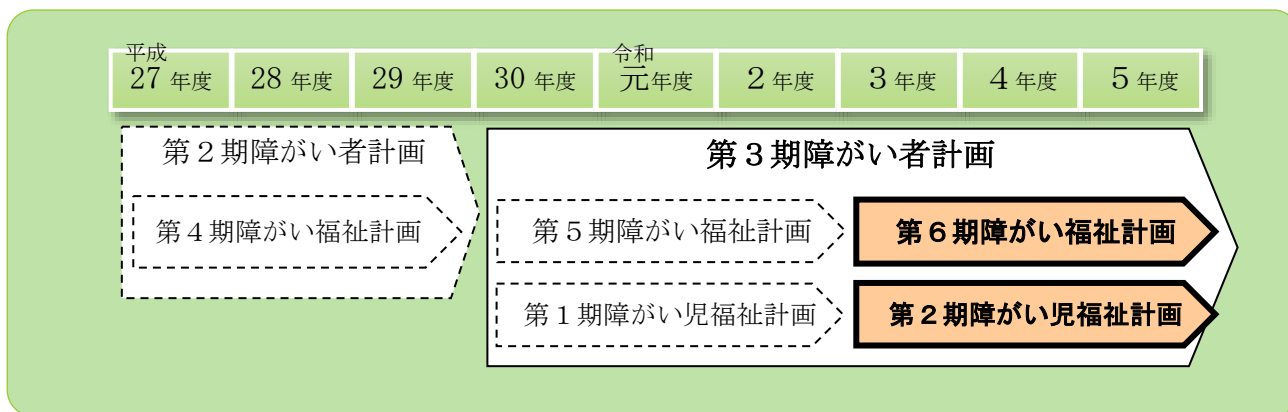
○ 児童福祉法第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

図表 1.3.1 計画の期間



第2章 障がい者を取り巻く状況

1 障がい者施策に関わる関連法令の動向

国の障がい者施策は、障がい者がその人格と個性を尊重され、安心して暮らしていくことができる共生社会の実現を目指し、様々な制度の整備が行われてきました。近年の主な関連法令の動向は以下のとおりです。

図表 2. 1. 1 関連法令の動向

年	関連法令	概要
平成 16 年 6 月	改正「障害者基本法」の施行	○障がいを理由とする差別の禁止 ○「障害者週間」の設置 ○市町村障害者計画の策定義務化
平成 17 年 4 月	「発達障害者支援法」の施行	○発達障がいの定義の明確化 ○保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて一体的な支援
平成 18 年 4 月	改正「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の施行	○精神障がい者に対する雇用対策強化 ○在宅就業障がい者支援制度の創設
	「障害者自立支援法」の施行	○3障がいに係る福祉サービスについて、市町村が一元的に提供する仕組みの導入 ○就労支援の強化 ○利用者本位のサービス体系に再編
平成 18 年 12 月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の施行	○障がい者や高齢者が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進
平成 19 年 12 月	改正「学校教育法」の施行	○盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換 ○小中学校等において、学習障がい・注意欠陥多動性障がい等への支援
平成 20 年 5 月	「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の発効	○条約の締結に必要な国内法の整備の検討
平成 21 年 4 月	改正「障害者雇用促進法」の施行	○中小企業における障がい者雇用の一層の促進 ○短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成 23 年 8 月	改正「障害者基本法」の施行	○目的規定や障がい者の定義の見直しなど
平成 24 年 10 月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行	○障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、障がい者虐待の早期発見の努力義務を規定

平成 25 年 4 月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行	○障害者自立支援法の廃止に伴う障がい者の範囲の見直しや障害支援区分の創設など
平成 25 年 4 月	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行	○障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を規定
平成 26 年 1 月	「障害者権利条約」の批准	○障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
平成 26 年 4 月	改正「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の施行	○保護者制度の廃止 ○医療保護入院における入院手続等の見直し
平成 28 年 4 月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行	○国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止 ○政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する「基本方針」を策定 ○行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成
	改正「障害者雇用促進法」の施行	○雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止 ○障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を規定 ○精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に追加
平成 30 年 4 月	改正「障害者総合支援法」の施行	○生活と就労に対する支援の一層の充実のためのサービスの新設 ○高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担を軽減する仕組みの創設
	改正「児童福祉法」の施行	○ニーズの多様化に対してきめ細かに対応するためのサービスの新設・拡充 ○自治体において障害児福祉計画を策定することを規定
平成 30 年 6 月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行	○障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡充、文化芸術の作品等の発表の機会の確保等を規定
令和 2 年 4 月	改正「障害者雇用促進法」の施行	○「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給等を規定

2 国の基本指針の改正

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（厚生労働省告示）」（以下、「基本指針」という。）は、本計画の定めるにあたっての基本的な方針を定めるものです。第6期市町村障害福祉計画及び第2期市町村障害児福祉計画策定にあたり、直近の障がい保健福祉施策の動向等を踏まえ基本指針の改正が行われました。主な改正内容は以下のとおりです。

（1）地域における生活の維持及び継続の推進

- 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保すること。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加。
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進すること。

（3）福祉施設から一般就労への移行等

- 成果目標を整理・統合し、移行者数の目標値において就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても成果目標を追加。
- 就労定着支援の利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標を設定。
- このほか、以下の取組を進めることが望ましいこと。
 - ① 農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援。
 - ② 大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進。
 - ③ 高齢障がい者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障がい者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築。

（4）地域社会の実現に向けた取り組み

- 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むこと。

（5）発達障がい者等支援の一層の充実

- 発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であること。

（6）障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であること。

- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要があること、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要があること。
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、次の取組を進める必要があること。
 - ① 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する。
 - ② 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等。
- 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備に関して、次の取組を進める必要があること。
 - ① 重症心身障がい児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要があり、その際、管内の支援体制の現状の把握。
 - ② 重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等の検討。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う必要があること。

(8) 障がい者の社会参加を支える取組

- 都道府県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進すること。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があること。

(9) 障害福祉サービス等の質の向上

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することを成果目標に追加。

(10) 障がい福祉人材の確保

- 研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要であること。

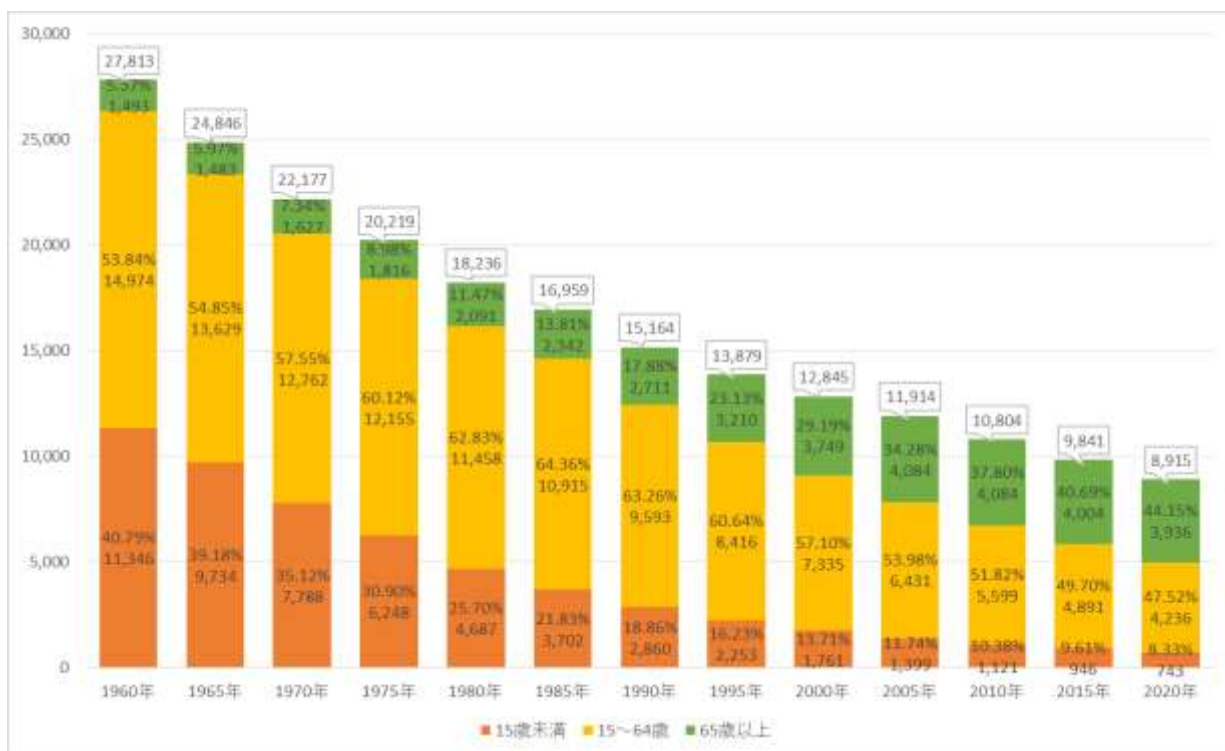
3 町の動向

(1) 人口の推移

国勢調査による人口をもとにした「総人口」は、岩泉町が誕生した1956（昭和31）年から4年後の1960（昭和35）年の国勢調査時点で既に減少傾向にあり、その後増加することなく減少し続けています。

年齢3区分別人口を見ると、1980（昭和55）年の時点では、「生産年齢人口（15～64歳）」が最も多く、次いで「年少人口（0～14歳）」、「老年人口（65歳以上）」という順番になっていましたが、1995（平成7）年に「年少人口」よりも「老年人口」が多くなっています。その後、「老年人口」は増加を続け、「年少人口」と「生産年齢人口」は減少しています。

図表 2.3.1 人口の推移



資料：1960年～2015年「岩泉町統計書」、2020年「住民基本台帳」（10月1日）

(2) 身体障がい者の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 28 年度から 31 人減少しており、令和 2 年 10 月 1 日現在では 426 人となっています。

令和 2 年 10 月 1 日現在の状況について、等級別にみると、1 級が 146 人と最も多く、次いで 4 級の 84 人、2 級の 73 人となっており、部位別にみると、肢体不自由が 246 人と最も多く、次いで内部機能が 119 人、聴覚平衡が 38 人となっています。年齢別にみると、65 歳以上が全体の 74.9% を占め、身体障がい者の高齢化がうかがえます。

図表 2.3.2 身体障がい者数（手帳所持者数）の推移（等級別）



資料：庁内資料（各年度末、令和 2 年度は 10 月 1 日現在）

図表 2.3.3 年齢別・部位別身体障がい者数（手帳所持者数）

年齢階層	人数					計	割合
	視覚	聴覚平衡	音声言語	肢体不自由	内部		
0～9歳	0	0	0	2	0	2	0.5%
10～19歳	0	2	0	3	2	7	1.6%
20～29歳	1	0	0	2	0	3	0.7%
30～39歳	1	0	0	5	0	6	1.4%
40～49歳	0	0	1	8	2	11	2.6%
50～59歳	2	1	0	24	9	36	8.5%
60～64歳	4	1	0	26	11	42	9.9%
65歳以上	11	34	3	176	95	319	74.9%
計	19	38	4	246	119	426	100.0%

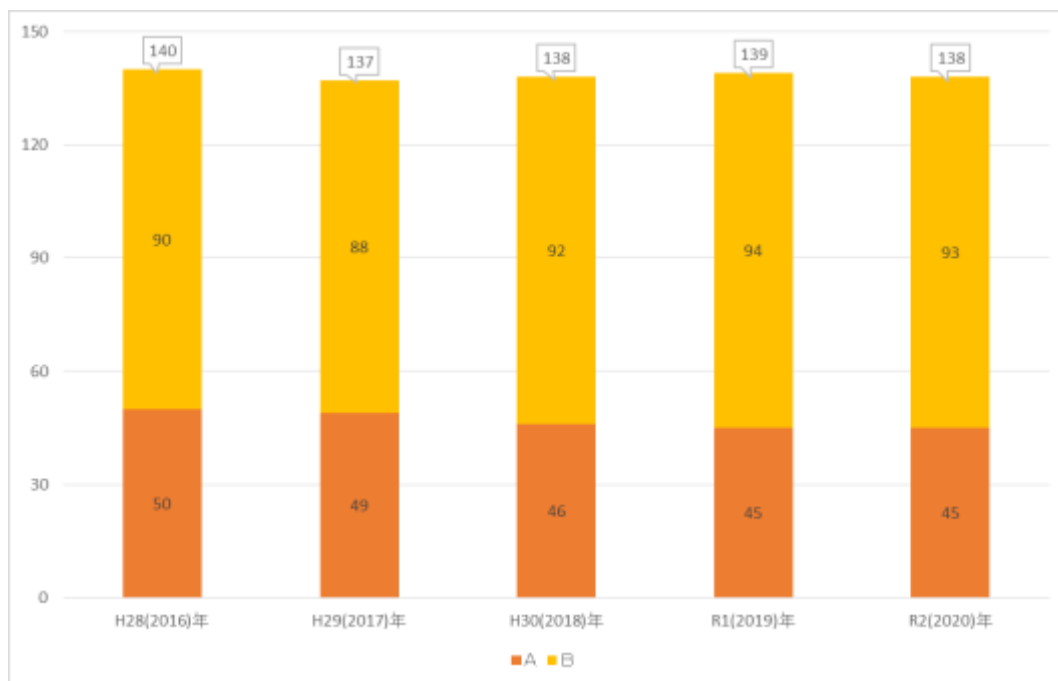
資料：庁内資料（令和 2 年度 10 月 1 日現在）

(3) 知的障がい者の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 28 年度から 2 人減少しており、令和 2 年 10 月 1 日現在では 138 人となっています。

令和 2 年 10 月 1 日現在の状況について、等級別にみると、療育 A が 45 人、療育 B が 93 人となっています。

図表 2.3.4 知的障がい者数（手帳所持者数）の推移



資料：庁内資料（各年度末、令和 2 年度は 10 月 1 日現在）

図表 2.3.5 年齢別・等級別知的障がい者数（手帳所持者数）

年齢階層	人数			割合
	A	B	計	
0～9歳	0	1	1	0.7%
10～19歳	2	10	12	8.7%
20～29歳	3	7	10	7.2%
30～39歳	7	11	18	13.0%
40～49歳	5	22	27	19.6%
50～59歳	13	16	29	21.0%
60～64歳	6	9	15	10.9%
65歳以上	9	17	26	18.8%
計	45	93	138	100.0%

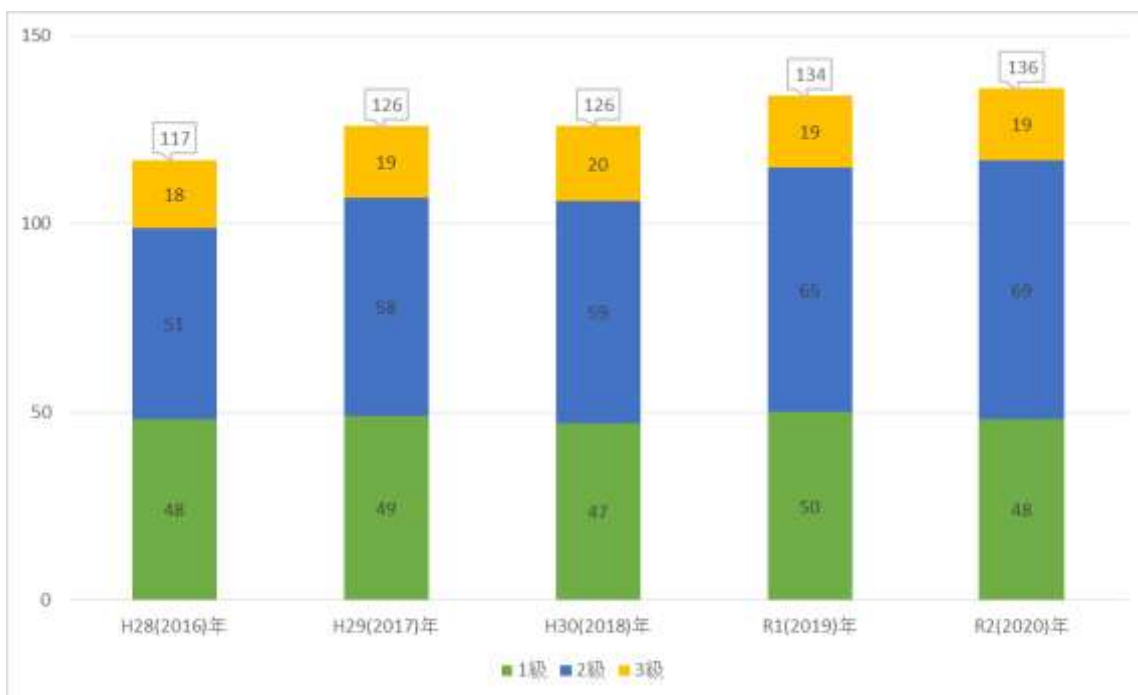
資料：庁内資料（令和 2 年度 10 月 1 日現在）

(4) 精神障がい者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、平成 28 年度から 19 人増加しており、令和 2 年 10 月 1 日現在では 136 人となっています。

令和 2 年 10 月 1 日現の状況について等級別にみると、1 級が 48 人、2 級が 69 人、3 級が 19 人となっています。

図表 2.3.6 精神障がい者数（手帳所持者数）の推移



資料：庁内資料（各年度末、令和 2 年度は 10 月 1 日現在）

図表 2.3.7 年齢別・等級別精神障がい者数（手帳所持者数）

年齢階層	人数				割合
	1級	2級	3級	計	
0～9歳	0	0	0	0	0.0%
10～19歳	0	1	0	1	0.7%
20～29歳	1	6	2	9	6.6%
30～39歳	8	11	1	20	14.7%
40～49歳	3	9	7	19	14.0%
50～59歳	12	13	3	28	20.6%
60～64歳	5	15	1	21	15.4%
65歳以上	19	14	5	38	27.9%
計	48	69	19	136	100.0%

資料：庁内資料（令和 2 年度 10 月 1 日現在）

(5) 障害支援区分認定者

障害者総合支援法における障害支援区分は、区分1から6までの6段階です。

本町における令和2年10月1日現在の障害支援区分認定者(非該当を含む。)は137人です。また、65歳未満の障がい者手帳所持者の障害支援区分認定の状況をみると、身体障がい者は16.8%、知的障がい者は65.1%、精神障がい者は46.9%、全体では43.2%となっています。

図表2.3.8 障害支援区分認定の状況(令和2年10月1日現在)

区分	支援の必要度							合計	障がい者手帳所持者数	
	低い 非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6 高い			65歳未満
身体	1人	1人	2人	6人	0人	5人	3人	18人	426人	107人
知的	23人	0人	3人	14人	12人	11人	10人	73人	139人	112人
精神	30人	0人	7人	3人	3人	2人	1人	46人	137人	98人
難病	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	54人	1人	12人	23人	15人	18人	14人	137人	702人	317人

(6) 障害福祉サービス支給決定者

第5期障がい福祉計画期間における障害福祉サービス支給決定者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

図表2.3.9 障害福祉サービス支給決定者数の推移(各年10月1日現在)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
139人	139人	138人	142人	135人	134人
← 第4期障がい福祉計画期間 →			← 第5期障がい福祉計画期間 →		

図表2.3.10 年齢別・障がい別障害福祉サービス支給決定者

年齢階層	人数				割合
	身体	知的	精神	計	
10~19歳	0	3	0	3	2.2%
20~29歳	0	6	0	6	4.5%
30~39歳	0	13	5	18	13.4%
40~49歳	1	15	5	21	15.7%
50~59歳	2	23	11	36	26.9%
60~64歳	6	6	14	26	19.4%
65歳以上	7	8	9	24	17.9%

資料：庁内資料(令和2年度10月1日現在)

(7) 障害福祉サービスの利用状況

第5期障がい福祉計画期間における障害福祉サービスの利用状況は以下のとおりです。

居宅介護、就労継続支援（B型）、短期入所、計画相談支援は増加傾向にあり、地域で生活を送る障がい者のサービス需要が増えていることが伺えます。

図表 2. 3. 11 第5期障がい福祉計画期間中の障害福祉サービスの利用状況

サービス名	区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居宅介護	利用者数(人)	7	7	7	6	8	8
	利用延時間数(時間/月)	56	51	56	51	64	75
重度訪問介護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0
行動援護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0
生活介護	利用者数(人)	49	47	49	47	49	48
	利用延日数(日/月)	980	921	980	908	980	929
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	0	1	0	1	0	0
	利用延日数(日/月)	0	13	0	15	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	6	3	6	1	6	2
	利用延日数(日/月)	96	66	96	21	96	43
就労移行支援	利用者数(人)	1	0	1	1	1	0
	利用延日数(日/月)	14	0	14	2	14	0
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延日数(日/月)	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	55	53	52	55	49	57
	利用延日数(日/月)	983	899	930	906	877	975
就労定着支援	利用者数(人)	0	1	0	1	0	0
療養介護	利用者数(人)	9	6	8	6	8	6
短期入所	利用者数(人)	4	2	4	3	4	3
	利用延日数(日/月)	20	15	20	52	20	56
共同生活援助	利用者数(人)	39	38	39	37	39	37
施設入所支援	利用者数(人)	39	40	39	38	38	38
自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
計画相談支援	利用者数(人/月)	16	22	16	26	16	26
地域移行支援	利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

(8) 障害児通所支援の利用状況

第1期障がい児福祉計画期間における障害児通所支援の利用状況は以下のとおりです。

町内に障害児通所支援事業所がないため、利用が伸びていないことが伺えます。

図表 2.3.12 第1期障がい児福祉計画期間中の障害児通所支援の利用状況

サービス名	区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
児童発達支援	利用児数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延日数(日)	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	利用児数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延日数(日)	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用児数(人)	2	1	2	1	2	1
	利用延日数(日/年)	28	21	28	18	28	18
保育所等訪問支援	利用児数(人)	2	2	2	1	2	1
	利用延日数(日)	2	3	2	1	2	1
居宅訪問型児童発達支援	利用児数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延日数(日)	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用児数(人/年)	2	3	2	2	2	2

(9) 地域生活支援事業利用決定者

第5期障がい福祉計画期間における地域生活支援事業利用決定者は、ほぼ横ばいで推移しています。

図表 2.3.13 地域生活支援事業利用決定者数の推移(各年10月1日現在)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1人	7人	10人	12人	13人	13人
← 第4期障がい福祉計画期間 →			← 第5期障がい福祉計画期間 →		

(9) 特別支援学校高等部在籍生徒数

特別支援学校高等部に在籍している生徒は6人です。

図表 2.3.14 特別支援学校高等部在籍生徒数(令和2年7月現在)

学校名	1年	2年	3年	計
宮古恵風支援学校	0人	4人	0人	4人
盛岡みたけ支援学校	0人	0人	1人	1人
盛岡ひがし支援学校	0人	1人	0人	1人
合 計	0人	5人	1人	6人

第3章 成果目標と達成に向けた取組

1 計画の基本的な考え方

本計画は、国の基本指針を踏まえるとともに、本町の障がい者施策の基本方向を定めた「岩泉町第3期障がい者計画」で掲げている基本理念、施策の基本目標等の実現に向けて、障害福祉サービス等の提供及び提供体制の整備推進を図るものとします。

○「岩泉町第3期障がい者計画」の基本理念

障がい者が自立し心豊かに暮らせる地域づくり

○「岩泉町第3期障がい者計画」の基本目標、施策の方向

基本理念	基本目標	施策の方向
障がい者が自立して心豊かに暮らせる地域づくり	1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
		(2) 障がい者の権利擁護・虐待の防止
	2. ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供	(1) 障がいの早期発見と疾病・介護の予防
		(2) 教育の充実
		(3) 医療体制の充実
	3. 自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加の促進	(1) 多様な就労の場の確保
		(2) 継続的な就労支援の推進
		(3) 情報提供の充実
	4. 福祉・生活支援の充実	(1) 相談支援体制の充実・強化
		(2) 日中活動支援の充実
		(3) 地域移行の推進
		(4) 多様な主体による生活支援の促進
	5. 安全・安心な生活環境の整備	(1) 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進
		(2) 防災・防犯対策の充実

2 目標値の設定

国の基本指針及び本町の現状を踏まえ、令和5年度における成果目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ① 令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行
- ② 令和5年度末時点における施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減

【第6期障がい福祉計画の目標値】

令和元年度末時点における施設入所者数38人のうち、3人(7.8%)が令和5年度末までに地域生活に移行するものとします。

令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末の施設入所者数38人から1人(2.6%)減少した37人とします。

図表3.2.1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標値

項目	目標値
地域生活移行者数	3人
削減数	1人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】(都道府県が目標設定)

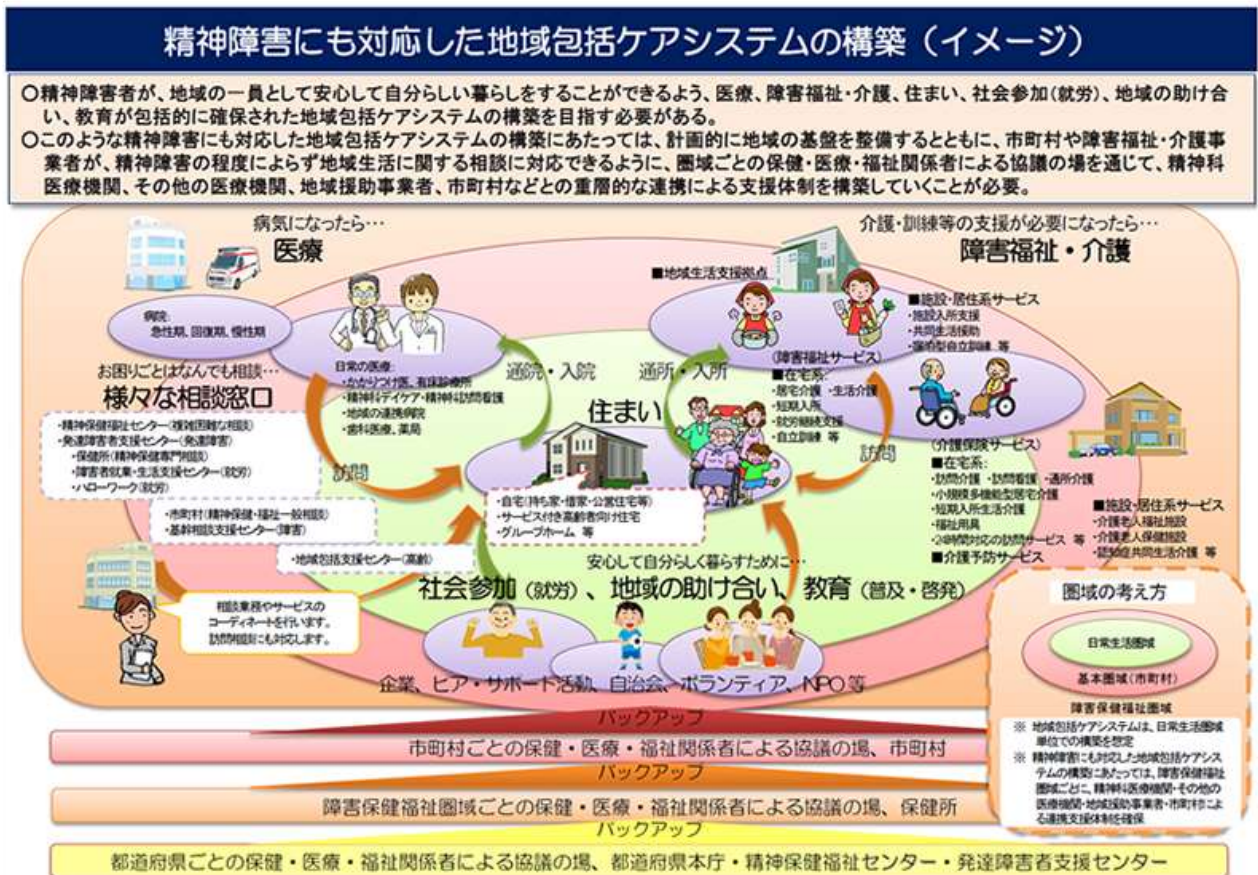
- ① 令和5年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 ⇒ 316日以上
- ② 令和5年度末における精神病床における1年以上長期入院患者数
- ③ 令和5年度における精神科病院入院後3か月時点の退院率 ⇒ 69%以上
令和5年度における精神科病院入院後6か月時点の退院率 ⇒ 86%以上
令和5年度における精神科病院入院後1年時点の退院率 ⇒ 92%以上

【第6期障がい福祉計画の目標値】

宮古圏域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場の設置を継続し、精神障がい者の地域生活の支援を推進します。

図表 3. 2. 2 包括ケアシステムの目標値

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回)	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(人)	17人	17人	17人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回)	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援(人)	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援(人)	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助(人)	14人	14人	15人
精神障がい者の自立生活援助(人)	0人	0人	0人



資料：厚生労働省

(3) 地域生活支援拠点等の整備・機能の充実

【国の基本指針】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証、検討を実施

【第6期障がい福祉計画の目標値】

既存の障害福祉サービス等の整備状況、地域の状況等を勘案すると、本町単独での地域生活支援拠点等の設置は難しいことから、令和4年4月に宮古圏域内に多機能拠点整備型の地域生活支援拠点等の整備を行います。

目標値は、年1回以上の事業内容の検討、検証とします。

また、多機能拠点と同時に整備が予定されている、障害児入所施設の整備に対し支援を行い、地域における障がい児や障がい者への一貫した支援体制の構築を目指します。

図表3.2.3 地域生活支援拠点等の整備等の目標値

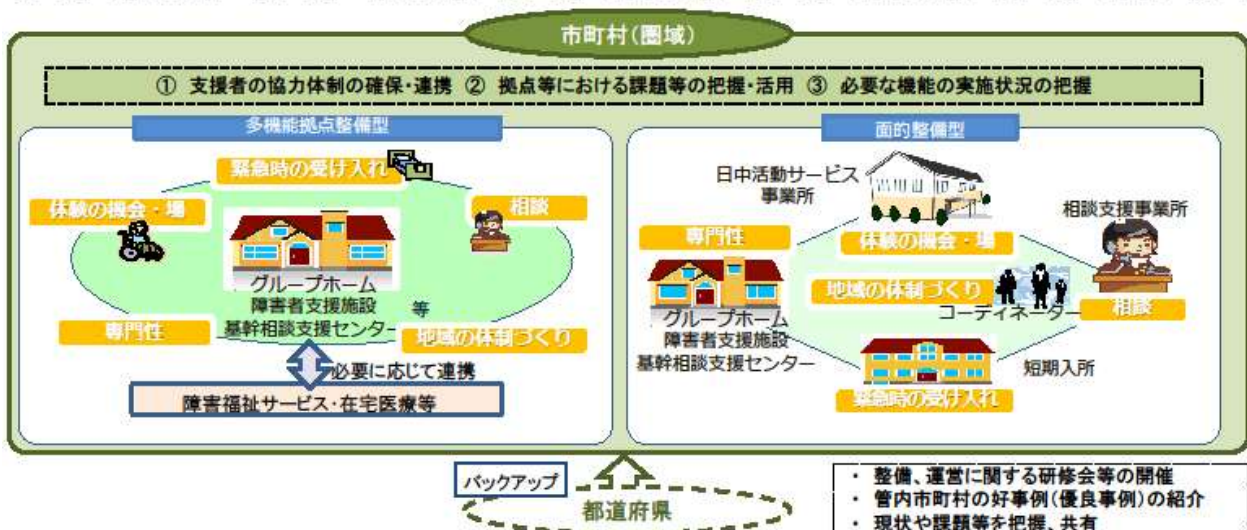
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数(箇所)	0箇所	1箇所	1箇所
検証及び検討の実施回数(回)	0回	1回	1回

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



資料：厚生労働省

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ① 就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者数
 ⇒令和5年度中の移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上
 ⇒就労定着支援：令和5年度中の移行者数を令和元年度実績の1.30倍以上
 ⇒就労継続支援A型：令和5年度中の移行者数を令和元年度実績の1.26倍以上
 ⇒就労継続支援B型：令和5年度中の移行者数を令和元年度実績の1.23倍以上
- ② 就労定着支援の利用者数・就労定着率
 ⇒利用者数：令和5年度における就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数の7割
 ⇒就労定着率：就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所が全体の7割以上

【第6期障がい福祉計画の目標値】

- ① 就労移行支援等を通じた一般就労への移行
 就労移行支援等を通じて、令和5年度中に一般就労へ移行する人の目標値は2人とします。

図表3.2.4 就労移行支援等を通じた一般就労への移行の目標値

項目		令和元年度実績	令和5年度目標値
年間一般就労移行者数		1人	2人
サービスごとの内訳	就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	0人	0人
	就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	0人	0人
	就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	1人	2人

- ② 就労定着支援の利用者数・就労定着率

町内に就労定着支援事業所はありませんが、利用希望があった場合は、町外の事業所の利用など広域的な対応を行います。

図表3.2.5 就労定着支援の利用者数・就労定着率の目標値

区分	目標値
就労定着支援の利用者数	0人
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	0箇所

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
- ② 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ③ 令和5年度末までに、各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保。
- ④ 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
- ⑤ 令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

【第6期障がい福祉計画の目標値】

障害児通所支援等のニーズ、既存の障害児通所支援等の整備状況、地域の状況等を勘案すると、本町単独での児童発達支援センター等の設置は難しいことから、宮古圏域障がい者自立支援協議会において協議を行い、令和5年度までの整備を目指します。

図表 3. 2. 6 障がい児支援の提供体制の整備等の目標値

項目	目標値	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	圏域で設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	圏域で設置
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	圏域で設置
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	圏域で設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	圏域で設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1人	圏域で設置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

【第6期障がい福祉計画の目標値】

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を宮古圏域で確保します。

図表3.2.7 取組の目標値

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	2回	2回

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

【第6期障がい福祉計画の目標値】

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築します。

図表3.2.8 取組の目標値

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	0回	0回	1回

第4章 各サービスの見込量と確保のための方策

成果目標を達成するために、令和3年度から令和5年度における各サービスの必要量の見込及びその見込み量を確保するための方策を定めます。

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

図表4.1.1 訪問系サービスの種類と内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院している人に対して意思疎通の支援その他の必要な支援を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む）するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人について、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際の必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、寝たきり等で介護の必要性がとて高い場合、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行うサービスです。

図表4.1.2 訪問系サービスの見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）		7	7	7
利用延時間数（時間／月）		63	63	63
内 訳	居 宅 介 護	利用者数（人）	7	7
		利用延時間数（時間／月）	63	63
	重 度 訪 問 介 護	利用者数（人）	0	0
		利用延時間数（時間／月）	0	0
	同 行 援 護	利用者数（人）	0	0
		利用延時間数（時間／月）	0	0
	行 動 援 護	利用者数（人）	0	0
		利用延時間数（時間／月）	0	0
	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	利用者数（人）	0	0
		利用延時間数（時間／月）	0	0

◆サービスの見込量

訪問系サービスの見込量は、第5期障がい福祉計画期間の実績、退院可能な精神障がい者や施設入所者の地域移行、介護保険サービスへの移行等を勘案して推計しました。

◆見込量の確保策

居宅介護については、サービス提供事業者に対し、サービス提供の継続及び質的向上を図るよう働きかけていきます。

なお、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援については、町内に事業所はありませんが、個々の障がいに応じたサービス提供が十分に行われるよう、必要な提供体制の確保に努めていきます。

○町内の事業所

サービス名	事業所名
居宅介護	岩泉町社協指定居宅介護事業所

(2) 日中活動系サービス

図表 4. 1. 3 日中活動系サービスの種類と内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする人について、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者等に対して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労の場を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な障がい者に、就労の場を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスです。
療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要する人について、主として昼間において病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等のサービスです。
短期入所	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつおよび食事の介護等を行うサービスです。

図表 4. 1. 4 日中活動系サービスの見込量

サービス名	区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数(人)	46	46	45
	利用延日数(日/月)	920	920	900
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0
	利用延日数(日/月)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	2	2	3
	利用延日数(日/月)	32	32	48
就労移行支援	利用者数(人)	0	0	0
	利用延日数(日/月)	0	0	0
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	0	0	0
	利用延日数(日/月)	0	0	0
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	58	58	57
	利用延日数(日/月)	986	986	969
就労定着支援	利用者数(人)	0	0	0
療養介護	利用者数(人)	5	5	5
短期入所	利用者数(人)	2	2	2
	利用延日数(日/月)	10	10	10

◆サービスの見込量

見込み量は、第5期障がい福祉計画期間の実績、退院可能な精神障がい者や施設入所者の地域移行等を勘案して推計しました。

◆見込み量の確保策

町内事業所による利用者の受け入れ確保のほか、町外の事業所の利用など広域的な対応により、サービス利用量の確保に努めます。

○町内の事業所

サービス名	事業所名
生活介護	岩泉町社会福祉協議会いずみの里
就労継続支援（B型）	岩泉町社会福祉協議会いずみの里
	きぼうハウス

(3) 居住系サービス

図表 4. 1. 5 居住系サービスの種類と内容

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行うサービスです。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受けるサービスです。

図表 4. 1. 6 居住系サービスの見込量

サービス名	区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数（人）	0	0	0
	利用延日数（日／月）	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	利用者数（人）	37	37	38
施設入所支援	利用者数（人）	38	38	37

◆サービスの見込量

利用者数は、第5期障がい福祉計画期間における実績、退院可能な精神障がい者や施設入所者の地域移行等を勘案して推計しました。

◆見込量の確保策

町内事業所による利用者の受け入れ確保のほか、町外の事業所の利用など広域的な対応により、サービス利用量の確保に努めます。

○町内の事業所

サービス名	事業所名
共同生活援助（グループホーム）	さくらほうむ

(4) 相談支援

図表 4. 1. 7 相談支援の種類と内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院等を退所、退院する障がい者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

図表 4. 1. 8 相談支援の見込量

区分	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数（人／月）	26	26	26
地域移行支援	利用者数（人／月）	0	0	0
地域定着支援	利用者数（人／月）	0	0	0

◆サービスの見込量

見込量は、第5期障がい福祉計画期間の実績をもとに推計しました。

◆見込量の確保策

町内事業所による利用者の受け入れ確保のほか、町外の事業所の利用など広域的な対応により、見込量の確保に努めます。

また、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業を活用し、地域での生活を支援していきます。

○町内の事業所

サービス名	事業所名
計画相談	相談支援事業所クチェカ

2 障がい児に対するサービス

(1) 障害児通所支援

図表 4. 2. 1 障害児通所支援の種類と内容

サービス名	内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能の障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行うものです。
放課後等デイサービス	学校に在学する障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するものです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

図表 4. 2. 2 障害児通所支援の見込量

サービス名	区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用児数（人）	0人	0人	0人
	利用延日数（日）	0日	0日	0日
医療型児童発達支援	利用児数（人）	0人	0人	0人
	利用延日数（日）	0日	0日	0日
放課後等デイサービス	利用児数（人）	1人	1人	1人
	利用延日数（日）	4日	4日	4日
保育所等訪問支援	利用児数（人）	0人	0人	0人
	利用延日数（日）	0日	0日	0日
居宅訪問型児童発達支援	利用児数（人）	0人	0人	0人
	利用延日数（日）	0日	0日	0日

◆サービスの見込量

見込量は、第1期障がい児福祉計画期間の実績をもとに推計しました。

◆見込量の確保策

町外の事業所を活用するなど広域的な対応により、見込量の確保に努めます。

また、町内のこども園、子育て支援センター、放課後児童クラブにおいては、人員を増員する等の対応により障がい児の受け入れに努めます。

(2) 障害児相談支援

図表 4. 2. 3 障害児相談支援の種類と内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障がい児について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

図表 4. 2. 4 障害児相談支援の見込量

サービス名	区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用児数(人/月)	0.2人	0.2人	0.2人

◆サービスの見込量

見込量は、第1期障がい児福祉計画期間の実績をもとに推計しました。

◆見込量の確保策

町外の事業所を活用するなど広域的な対応により、見込量の確保に努めます。

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族への支援が重要であることから、家族等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がい者及びその家族等に対する支援体制を確保できるよう努めます。

図表 4. 2. 5 支援体制の見込量

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(人)	2人	2人	2人
ペアレントメンター数(人)	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加者数(人)	0人	0人	0人

◆サービスの見込量

見込量は、事業実施状況等を勘案して算出しました。

◆見込量の確保策

本町が実施している在宅心身障害児集団指導事業(わくわく教室)で、ペアレントトレーニングを継続して実施します。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

図表 4. 3. 1 地域生活支援事業の種類と内容

区分	事業名	事業の内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
	自発的活動支援事業	障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
	相談支援事業	障がい者等、その保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。
	基幹相談支援センター事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。
	日常生活用具給付事業	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするサービスです。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。
任意事業	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としたサービスです。
	地域活動支援センター事業	障がい者等が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産活動及び相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の就労支援、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。
	自動車改造費助成事業	重度身体障がい者が自ら運転する自動車、または介護を要する重度身体障がい者の移動のために使用する自動車を改造する場合に、それに要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会参加の促進と介護者の負担軽減を図ります。

図表 4. 3. 2 地域生活支援事業の見込量

事業名	区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施体制の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施体制の有無	有	有	有
相談支援事業	基幹相談支援センター	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用件数	1件	1件	1件
成年後見制度法人後見支援事業	実施体制の有無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用件数	1件	1件	1件
	手話通訳者設置者数	0人	0人	0人
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	0件	0件	0件
	自立生活支援用具	1件	1件	1件
	在宅療養等支援用具	1件	1件	1件
	情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件
	排泄管理支援用具	96件	96件	96件
	住宅改修	0件	0件	0件
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数(人)	1人	1人	1人
移動支援事業	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用延時間(時間/年)	0時間	0時間	0時間
地域活動支援センター事業	事業所数(か所)	2か所	2か所	2か所
	うち岩泉町内(か所)	1か所	1か所	1か所
	うち岩泉町外(か所)	1か所	1か所	1か所
	利用者数(人)	20人	20人	20人
	うち岩泉町内(人)	15人	15人	15人
うち岩泉町外(人)	5人	5人	5人	
日中一時支援事業	事業所数(か所)	0か所	0か所	0か所
	利用者数(人)	0人	0人	0人
自動車改造費助成事業	利用者数(人/年)	1人	1人	1人

◆サービスの見込量

見込量は、第5期障がい福祉計画期間の実績をもとに推計しました。

◆見込量の確保策

町単独での実施のほか、宮古圏域での実施等、関係機関と連携しながら見込量の確保に努めます。

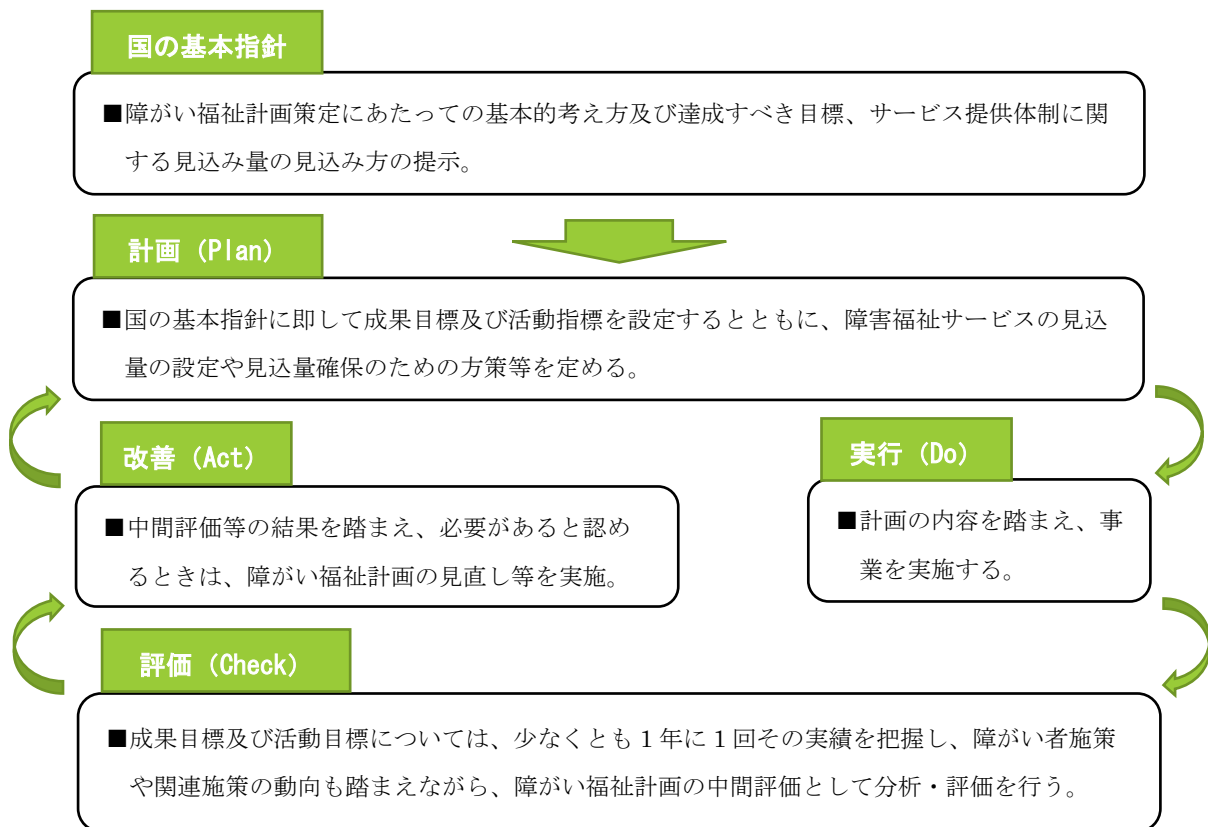
必須事業のうち未実施の事業については実施について検討を続けます。

第5章 計画の進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施（Do）、その進行状況を定期的に把握し点検・評価（Check）、したうえで、その後の取り組みに反映する（Act）、というPDCAサイクルの考え方にに基づき、毎年度進行状況の点検と評価を行うとともに、事業の見直しを行います。

各事業の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針等を担当課にて整理し、その結果を宮古圏域障がい者自立支援協議会において点検・評価を行い、施策・事業の一層の推進や計画内容の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

図表 5. 1. 1 障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



資料編

1 策定の経過

- ・令和2年12月21日
自立支援協議会における共通の取組の協議
(宮古圏域障がい者自立支援協議会)
- ・令和3年1月25日
第6期障がい福祉計画策定の中間報告説明
(宮古圏域障がい者自立支援協議会)
- ・令和3年3月18日
第6期障がい福祉計画(素案)の協議
(宮古圏域障がい者自立支援協議会)
- ・令和3年3月24日
県からの意見聴取の回答

2 アンケート調査の実施

- ・令和2年8月
障害福祉サービス事業所等における事業展開予定調査
(沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター)
- ・令和2年10月
障がい福祉サービス利用者及び障がい児へのニーズ調査
(岩泉町保健福祉課)
- ・令和2年10月
精神科病院等からの地域移行希望調査
(岩手県保健福祉部障がい保健福祉課)

3 アンケート調査の結果

(1) 障がい者

○対象者 障害福祉サービス利用者 130名

○回答者 99名 (回答率76.1%)

◆回答者の障がい種別 (重複あり)

障がい種別	人数	割合
身体障がい	17	16.5%
知的障がい	49	47.5%
精神障がい	36	35.0%
手帳なし	1	1.0%

◆回答者の家族構成

選択肢	人数
単身 (施設入所・グループホームを含む)	63
家族と同居	32
未回答	4

◆日常生活の支援について

項目	一人でできる	一部介助	全部介助	未回答
食事	84	11	2	2
トイレ	85	6	6	2
入浴	75	14	8	2
衣服の着脱	87	5	5	2
身だしなみ	73	19	4	3
家の中の移動	87	8	2	2
外出	54	28	14	3
家族以外の人との意思疎通	72	18	4	5
お金の管理	42	33	21	3
薬の管理	48	23	24	4

◆主な介護者

選択肢	人数
父母・祖父母・兄弟	11
配偶者	2
施設職員	47

◆外出の頻度

選択肢	人数
毎日外出する	39
1週間に数回外出する	26
たまに外出する	30
まったく外出しない	3

◆外出の同伴者

選択肢	人数
父母・祖父母・兄弟	10
配偶者	3
子ども	0
施設職員	35
その他	0
一人で外出する	50

◆外出の目的

選択肢	人数
通勤・通所	54
訓練やリハビリ	2
医療機関への受診	52
買い物	67
友人・知人に会う	3
趣味やスポーツをする	2
グループ活動に参加する	8
散歩に行く	16
その他	2
未回答	6

◆外出時に困ること

選択肢	人数
公共交通機関が少ない	23
列車やバスの乗り降りが困難	4
道路や駅に階段や段差が多い	13
切符の買い方等がわかりにくい	7
外出先の建物の設備が不便	6
介助者が確保できない	7
外出にお金がかかる	19
周囲の目が気になる	8
発作や突然の身体の変化が心配	12
困ったときにどうすればいいのかの心配	24
その他	23
未回答	9

その他の内容

・特になし	・わからない
・交通事故が心配	・苦手な人に会う
・道がわからない	・急にトイレに行きたくなったとき
・自分の好きなタイミングで出掛けられない	

◆日中の過ごし方

選択肢	人数
仕事をしている	7
収入を得ない活動をしている	0
家事をしている	0
福祉施設に通っている	61
デイケアに通っている	5
リハビリを受けている	0
自宅で過ごしている	4
施設や病院で過ごしている	17
大学等に通っている	0
その他	3
未回答	1

◆仕事をしている場合、勤務形態

選択肢	人数
正職員	1
正職員（短時間等配慮）	0
パート・アルバイト	5
自営業	0
農林水産業	0
その他	1

◆本人の就労希望

選択肢	人数
希望する	20
希望しない	61
未回答	11

◆希望場所

選択肢	人数
岩泉町内	7
宮古市内	7
その他	3
未回答	4

◆希望時期

選択肢	人数
3年度	6
4年度	3
5年度	0
6年度	0
時期不問	1
未回答	10

◆就労に対する家族の考え

選択肢	人数
希望する	2
希望しない	24
本人の希望に従う	29
その他	3
未回答	35

◆就労に対する支援者の考え

選択肢	人数
現状で可能	13
訓練後に可能	9
就労は難しい	38
未回答	33

◆現在働いている方の転職希望

選択肢	人数
現在のところで働きたい	33
別なところで働きたい	5
働きたくない	2

◆障がい者が働く場合に必要な配慮

選択肢	人数
求人情報の提供が充実	19
職場内での障がいの理解	54
障がいにあわせた働き方の配慮	46
通勤等に対して配慮・支援がある	20
就業希望者と事業主のニーズ調整	3
雇用先が増える	7
勤務先でのバリアフリー等の配慮	6
職場で介助・援助等が受けられること	12
就業後のフォローなど職場と支援機関の連携	11
その他	0
わからない	18
未回答	15

◆障害福祉サービスの利用希望

	現在の利用			今後の利用希望		
	あり	なし	未回答	あり	なし	未回答
就労移行支援	0	91	8	0	92	7
就労継続支援A型	0	92	7	0	93	6
就労継続支援B型	52	40	6	43	45	10
自立訓練	6	86	7	4	88	7
生活介護	28	64	7	22	66	11
施設入所支援	19	63	17	12	63	23
共同生活援助	36	46	17	32	46	21
宿泊型自立訓練	3	78	18	5	75	19
居宅介護	2	72	25	0	72	27
重度訪問介護	0	74	25	0	74	25
行動援護	0	74	25	0	74	25
重度障害者等包括支援	0	74	25	0	74	25
同行援護	1	73	25	0	73	26
療養介護	0	76	23	0	77	22
短期入所	2	74	23	2	75	22
就労定着支援	0	76	23	2	75	22
自立生活援助	1	75	23	2	75	22
移動支援	1	75	23	3	74	22
日中一時支援	0	76	23	1	76	22
地域活動支援	5	71	23	3	70	23

◆本人の相談先

選択肢	人数
家族・親戚	52
友人・知人	14
近所の人	1
職場の上司や同僚	4
施設の指導員など	62
サービス事業所の人	21
障がい者団体・家族会	1
医師・看護師など	27
病院ワーカー、ケアマネ	7
民生委員	2
相談支援事業所	19
行政機関の相談窓口	5
その他	4
未回答	2

◆本人の情報入手先

選択肢	人数
本、新聞、ニュースなど	21
行政機関の広報誌	17
インターネット	3
家族、友人	18
サービス事業所の人	71
障がい者団体・家族会	1
医師・看護師など	13
病院ワーカー、ケアマネ	7
民生委員	1
相談支援事業所	25
行政機関の相談窓口	10
その他	8
未回答	2

◆成年後見制度の認知

選択肢	人数
名前も内容も知らない	64
内容は知らない	23
名前や内容を知っている	11
未回答	1

◆成年後見制度の活用希望

選択肢	人数
すでに利用している	3
今は不要だが将来は活用したい	23
活用したいと思わない	17
わからない	54
未回答	1

◆災害時のひとりでの避難

選択肢	人数
できる	41
できない	36
わからない	22
未回答	0

◆近所に本人を助けてくれる人の有無

選択肢	人数
いる	34
いない	19
わからない	41
未回答	5

◆災害が起こった際の不安

選択肢	人数
状況が伝わってこない	30
避難する際の不安	27
避難先での不安	35
その他	2
未回答	5

◆避難所で困ると思われること

選択肢	人数
食事等の日常生活	71
プライバシー保護	28
コミュニケーション	31
介助・介護	25
薬や医療	54
補装具・日常生活用具	6
親族との連絡	22
その他	2
未回答	5

◆障がいに対する住民理解を深めるために必要なこと

選択肢	人数
障がい福祉についての理解啓発	9
ボランティア活動や人材育成への支援	6
障がい者との交流を通じた理解促進	22
学校における福祉教育の充実	5
障がいに関する講演会・学習会	2
福祉的就労や生産活動の提供	15
地域住民との交流機会の促進	8
障がい者の地域活動参加の促進	4
その他	14
未回答	8

その他の内容

- ・わからない
- ・全部必要

◆暮らしやすくなるために特にしてほしいこと

選択肢	人数
毎日の生活の手助け	2
外出（買い物等）の支援	6
障がい者に対する理解促進	18
就労場所	9
就労に向けた訓練をする場所や支援機会	3
障がいに適した設備を持った住宅	2
交通機関の利便性	3
入所施設や短期入所施設の整備	6
グループホームの増	4
いつでもなんでも相談できる窓口	7
経済的援助の増	22
その他	11
未回答	4

その他の内容

- ・わからない
- ・特になし
- ・現状で満足
- ・全部必要

(2) 障がい児

○対象者 障がい者手帳所持または特別児童扶養手当認定児童 22名

○回答者 11名 (回答率50.0%)

◆対象児の所属

種別	普通学級	支援学級	特別支援学校
就学前	1		
小学校	0	2	0
中学校	2	2	0
高校	1	0	2
その他	1		

◆日常生活の支援について

項目	一人のできる	一部介助	全部介助
食事	10	0	1
トイレ	8	2	1
入浴	7	2	2
衣服の着脱	7	2	2
身だしなみ	7	2	2
家の中の移動	9	1	1
外出	7	2	2
家族以外の人との意思疎通	5	5	1

◆主な介護者

選択肢	人数
父	2
母	4
学校の先生	1

◆外出の頻度

選択肢	人数
毎日外出する	10
1週間に数回外出する	0
たまに外出する	1
まったく外出しない	0

◆外出の目的

選択肢	人数
学校、こども園	10
訓練やリハビリ	2
医療機関への受診	2
買い物	9
友人・知人に会う (遊ぶ)	2
趣味やスポーツをする	2
子ども会活動	0
散歩に行く	3
その他	0

◆外出時に困ること

選択肢	人数
公共交通機関が少ない	3
列車やバスの乗り降りが困難	2
道路や駅に階段や段差が多い	2
切符の買い方等がわかりにくい	0
外出先の建物の設備が不便	2
介助者が確保できない	1
外出にお金がかかる	1
周囲の目が気になる	0
発作や突然の身体の変化が心配	2
困ったときにどうすればいいのかの心配	2
その他	4
未回答	1

その他の内容

- ・特になし
- ・体調不良で外出自体が困難
- ・歩道がないため車でしか外出できない

◆障害福祉サービス、障害児通所支援の利用見込み

	現在の利用			今後の利用希望		
	あり	なし	未回答	あり	なし	未回答
児童発達支援	0	9	2	0	8	3
医療型児童発達支援	2	7	2	1	7	3
放課後等デイサービス	0	9	2	2	6	3
保育所等訪問支援	0	9	2	0	8	3
居宅訪問型児童発達支援	0	9	2	0	8	3
短期入所	0	10	1	1	8	2
移動支援	0	10	1	0	9	2
日中一時支援	0	10	1	1	8	2
居宅介護	0	10	1	0	8	3
重度訪問介護	0	10	1	0	8	3
行動援護	0	10	1	1	7	3
重度障害者等包括支援	0	10	1	0	8	3
同行援護	0	10	1	0	8	3

◆相談先

選択肢	人数
家族・親戚	8
友人・知人	4
近所の人	0
職場の上司や同僚	0
施設の指導員など	0
サービス事業所の人	0
障がい児団体・家族会	0
医師・看護師など	7
民生委員	0
こども園、学校等の先生	4
相談支援事業所	0
行政機関の相談窓口	0
インターネット等の悩み相談	0
その他	1

◆情報入手先

選択肢	人数
本、新聞、ニュースなど	5
行政機関の広報誌	0
インターネット	5
家族や親せき、友人・知人	3
サービス事業所の人	1
障がい児団体・家族会	0
医師・看護師など	7
民生委員	0
こども園、学校等の先生	3
相談支援事業所	0
行政機関の相談窓口	1
その他	0

◆長期休暇中の過ごし方

選択肢	人数
家で一人で過ごす	4
家族に見守られながら過ごす	5
放課後児童クラブ	1
日中一時支援等を利用	0
その他	1

◆長期休暇等を充実して過ごすために必要なこと

選択肢	人数
身近な地域に安心して遊べる場所	8
さまざまな友達と出会う交流の場	6
図書館など利用できる文化施設	0
障がい児のための学童保育の設置	0
日中一時支援等の充実	2
その他	2
未回答	1

◆障がいに気づいてから悩んだこと、不満に思ったこと

選択肢	人数
どこに相談すればよいかわからず悩んだ	6
親族の理解を得ることが難しかった	0
発達支援機関が近くになく遠方まで通った	7
相談機関が変わるたびに同じ説明をすることに嫌気がさした	0
育児に疲れ家族を支えてくれる支援機関がほしいと思った	0
地域社会の理解がないことに悩んだ	2
その他	2

その他の内容

- ・特になし
- ・すべて申請主義なこと、病気・福祉・医療費等について包括的に相談できる機関がないこと

◆障害児入所施設の利用希望

選択肢	人数
将来自活できるように施設で生活させたい	0
将来自活できるように自宅で生活させたい	4
わからない	7

◆学校教育終了後、社会参加する際に望む福祉施策

選択肢	人数
就業できる場所の充実	7
障がい者就業・生活支援センターの充実	4
職業訓練機関の整備	3
障がいの特性に応じた作業所などの充実	4
入所施設の充実	0
レクリエーション・学習活動を行う施設の充実	0
その他	2
未回答	1

◆近所に本人を助けてくれる人の有無

選択肢	人数
いる	5
いない	3
わからない	3

◆災害が起こった際の不安

選択肢	人数
状況が伝わってこない不安	2
避難する際の不安	2
避難先での不安	4
その他	3
未回答	1

◆避難所で具体的に困ると思われること

選択肢	人数
食事等の日常生活	4
プライバシー保護	3
コミュニケーション	2
介助・介護	1
薬や医療	2
補装具・日常生活用具	1
親族との連絡	0
その他	2
未回答	1

◆障がいに対する住民理解を深めるために必要なこと

選択肢	人数
障がい福祉についての理解啓発	4
ボランティア活動や人材育成への支援	3
障がい者との交流を通じた理解促進	3
学校における福祉教育の充実	10
障がいに関する講演会・学習会	1
福祉的就労や生産活動の提供	4
地域住民との交流機会の促進	0
障がい者の地域活動参加の促進	1
その他	0
未回答	1

岩泉町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

【発行年月】2021年（令和3年）3月

【発行】岩泉町保健福祉課

〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑59番地5

TEL：0194-22-2111

FAX：0194-22-3562